

令和5年度

センター名

亀山第1地域包括支援センター

# 事業計画書(案)

令和5年3月

## 〈ご記入にあたっての注意〉

- ① この地域包括支援センター事業計画書(ひな形)は「鈴鹿亀山地区広域連合 地域包括支援センター運営業務委託仕様書」の内容に沿っております。仕様書の内容に照らして、事業計画の内容を記載してください。
- ② あわせて、根拠法令及び第8期介護保険事業計画に沿った業務実施であることが求められますので、それらについても適宜参照するようにしてください。
- ③ 各シートについて、クリーム色の記入欄へ記入してください。クリーム色の記入欄については下方向に広げていただいても構いません。シートが2ページにまたがっても構いません。なお、色が付いていないセルについては、変更しないようお願いいたします。
- ④ 「1 総則」及び各シートの「この業務の実施方針」の欄には、その事業・業務を実施するにあたっての貴センターとしての方針をお書きください。
- ⑤ 「具体的な取組内容」は仕様書の内容に合わせて項目立てをしておりますが、項目が不足する場合は、各「具体的な取組内容」に1つずつ追加しているクリーム色の記入欄に任意に項目立てしていただいても構いません。それでもなお不足する場合は、行を追加していただいても結構です。
- ⑥ 各シートの「実施計画、目標等」の欄には、その「具体的な取組内容」に関して、当年度に実施する予定を記入してください。例えば、『〇〇協議会と合同で〇月と〇月に開催する』や、『毎月1回ずつ、計12回開催する』といった形でご記入ください。
- ⑦ その他、ご記入にあたってご不明な点がある場合は、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課管理グループまでお問い合わせください。

(参考) 令和4年度地域包括支援センター事業計画書

[https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/file3/shiryo\\_r40330\\_15.pdf](https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/file3/shiryo_r40330_15.pdf)

第8期介護保険事業計画

[https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/file\\_plan//d8\\_keikaku\\_ZU21U4U1.pdf](https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/file_plan//d8_keikaku_ZU21U4U1.pdf)

※リンクをコピー＆ペーストしてご参照ください。

1 総則

(1) 組織・運営

この事業計画の策定体制 (組織, 法人のかかわり方)	圏域地域概況及び課題を法人に報告。重点事項についての提案・協議を行い法人本部にて承認を得る。
この事業計画の進捗管理手法	同法人である亀山第2地域包括支援センターと、事業計画の進捗の確認・情報共有、意見交換を行い、事業運営を行う。
公平性, 中立性を確保するための体制	公益性の視点で事業を運営する。介護予防支援事業においては介護予防サービス事業所や介護予防支援事業所を偏りなく公平性・中立性に基づき選定する。利用者においては公正中立なマネジメントを実施する。
個人情報保護体制	個人情報の安全確保に関する責任体制等報告書(広域連合提出書類、様式第4条第1項及び第2項、第5条第1項関係)を遵守する。
苦情処理体制	・苦情対応窓口を設置する。利用者及び関係機関からの意見、要望、苦情があった場合はセンター内で速やかに共有し対応をする。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長〔 1 〕人, 保健師〔 1 〕人, 社会福祉士〔 2 〕(うち1人はセンター長兼務)人, 主任介護支援専門員〔 1 〕人, 介護支援専門員〔 2 〕人, その他〔 0 〕人
職員の研修実施計画	・センター内で研修を実施するとともに、職員の能力開発及び専門職の資質向上のため、県・広域連合が開催する研修、オンラインを活用し外部研修を積極的に受講する。
専門職間の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各専門職ワーキング等の会議に出席し、同専門職の関係性を構築し横のつながりを持つ。</li> <li>・定期的にスタッフ会議を開催し情報交換や情報共有を行う。</li> <li>・センター内外において専門職同士による連携を行う。</li> </ul>

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談で対応する中から実態を把握する。</li> <li>・個別相談はもとより居宅介護支援事業所、民生委員、関係機関との連携により把握する。</li> </ul>
担当圏域の地域概況 (高齢者数, 高齢者世帯など)	<p>令和4年9月末日現在</p> <p>総人口 22,686人</p> <p>高齢者人口 65歳以上人口 6,645 人, うち, 75歳以上人口 3,655 人</p> <p>高齢化率 29.3 %</p> <p>75歳以上比率 16.1 %</p>
地域資源の状況	民生委員・サロンなどの地域住民の支援。まちづくり協議会による、ゴミ出し、草木の剪定作業などの清掃活動。市独自の福祉委員50世帯に1人を目安に配置。民生児童委員と連携しながら福祉課題に取り組んでいる。また、民間サービスは移動販売、買い物代行などの生活サービス。新聞・牛乳販売店の見守りサービスなどがある。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援業務の実施。</li> <li>・包括的、継続的なケア体制の構築。</li> <li>・地域包括ケアシステムの実現に向け実態把握と地域ネットワークの構築。</li> <li>・成年後見制度の活用促進。</li> </ul>

2-(1) 包括的支援事業  
ア 総合相談支援業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)
この業務の実施方針	・住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられるよう適切なサービスや機関・制度につながる支援をおこなう。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①地域におけるネットワークの構築	6 (1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	・サービス事業所向け研修会を年4回開催。
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	・連携を密にしネットワークを構築する。
		3 地域自治組織とのネットワーク	・総合相談等からネットワークにつなげる。
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	・北部地区および中部地区民児協定例会へ出席。
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	・地域、関係機関から情報収集するなどしてネットワークづくりを行う。
		6 当事者組織とのネットワーク	・地域、関係機関から情報収集するなどしてネットワークづくりを行う。
		7 ボランティア団体とのネットワーク	・地域、関係機関から情報収集するなどしてネットワークづくりを行う。
		8 生活支援コーディネーターとの連携	・ケースや会議などを通じて連携していく。
		9 その他のネットワーク	・ケースや会議などを通じて、多機関・多職種とネットワーク作りを行う。
②被保険者等の実態把握	6 (1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問	・状況および必要に応じて訪問する。
		2 地域住民からの情報収集	・地域の既存ネットワークの活用や訪問時に情報を収集する。潜在ニーズの発掘をする。
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	6 (1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	・社協たより、ホームページ、市役所のパンフレット設置場所等を活用して周知。
		2 夜間窓口の整備・周知	・緊急時は代表電話から24時間対応。
		3 土曜・休日窓口の整備・周知	
		4 緊急時の連絡体制の構築	・虐待等にて緊急対応が必要な場合は亀山市長寿健康課及び基幹型包括に連絡。
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	6 (1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制	・電話、窓口対応、関係機関からの連絡などにより受け付ける。
		2 個別ケースのアセスメント	・相談内容を聞き取りアセスメントを実施。
		3 個別ケースの管理・共有	・朝礼・ソフトウェア、職員会議などで情報共有。
		4 相談内容の傾向分析	・統計や事例検討会などで横断・縦断的に分析。
⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	6 (1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	・随時対応。
		2 解決困難な相談事例の管理体制	・包括内、各関係機関と情報共有し、適切に管理する。
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	・状況に合わせて遅滞なく報告する。
		4 障がい分野との連携体制	・市障がい福祉課、障害者総合相談支援センターあいと連携する。
		5 子育て分野との連携体制	・ケースに応じて対応していく。
⑥地域の社会資源の把握・開発	6 (1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	・市や基幹型包括、関係機関、地域等と連携して把握する。
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーター等と連携し対応する。
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	・生活支援コーディネーター等との連携により情報を整理する。
その他, 総合相談支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
イ 権利擁護業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で威厳のある生活と人生を維持できるよう、権利侵害に陥らないよう問題解決や適切な制度・サービスにつながるよう支援する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	6 (1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析	・本人家族との面談の他、ケアマネジャーや関係機関からの情報提供にて把握する。 ・市、県社会福祉士会との連携の他、家庭裁判所やリーガルサポート等とも連携を図る努力をする。 ・状況や相談内容から分析する。
②高齢者虐待への対応	6 (1)-イ-(イ), (ウ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保	・本人家族との面談の他、ケアマネジャーや関係機関からの情報提供にて把握する。 ・市や基幹型包括と連携し、マニュアルに沿って対応する。 ・市と協議のうえ、緊急一時保護の実施する。
③支援が困難な事例への対応	6 (1)-イ-(イ), (ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	・介護支援専門員や民生委員、関係機関を通じて随時把握。 ・包括内で共有し複数で対応するとともに、外部機関にも相談をかけ多職種連携にて対応する。
④消費者被害の防止	6 (1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員, 介護支援専門員, 訪問介護員等への情報提供	・個別事例や社会福祉士ワーキングを通して連携する。 ・被害事例の事前把握と、被害発生時に速やかに情報提供する。
⑤権利擁護に関する啓発	6 (1)-イ-(ア)~ (エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	・要望に応じて適宜開催する。 ・チラシの作成、社協だよりなどを用いて啓発。
その他, 権利擁護にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療や介護、地域との関係機関等との連携、多職種相互の共同等により、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントを行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	6 (1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援	・個別事例を通じた連携や包括へ来所持に情報共有と情報提供を行う。
		2 介護支援専門員と地域との連携支援	・居宅介護支援事業所連絡会や地域ケア会議等を通じて連携支援を行う。
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	6 (1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置	・来所や訪問時の対応、電話等にて対応する。
		2 事例検討会・研修会の開催【※年間計画を別紙に記入してください】	・事例検討会や研修会を実施する。
		3 制度・施策に関する情報提供	・事例検討会、研修会等を通じて情報提供する。
③支援困難事例等への指導・助言	6 (1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問	・事前に情報共有をしたうえで、状況や必要に応じて同行訪問をする。
		2 サービス担当者会議への出席	・介護支援専門員からの依頼や状況に応じて出席する。
その他, 包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			



## 2-(1) 包括的支援事業

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

## 【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名

亀山第1地域包括支援センター

令和5年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			
6月	・居宅介護支援事業所向け研修会 ・サービス事業所向け研修会	・市内および委託事業所 向け ・市内事業所	・亀山第2地域包括支援センターとの共催 ・亀山第2地域包括支援センターとの共催
7月			
8月	・居宅介護支援事業所向け研修会	・市内および委託事業所 向け	・亀山第2地域包括支援センターとの共催
9月	・サービス事業所向け研修会	・市内事業所	・亀山第2地域包括支援センターとの共催
10月			
11月	・サービス事業所向け研修会	・市内事業所	・亀山第2地域包括支援センターとの共催
12月	・居宅介護支援事業所向け研修会	・市内および委託事業所 向け	・亀山第2地域包括支援センターとの共催
1月			
2月	・サービス事業所向け研修会	・市内事業所	・亀山第2地域包括支援センターとの共催
3月	・居宅介護支援事業所向け研修会	・市内及び委託事業所 向け	・亀山第2地域包括支援センターとの共催

2-(1) 包括的支援事業  
 エ 地域ケア会議関係業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	多職種連携を行い、情報の共有化のもと、個別・地域の課題を分析、解決に向けた総合的支援を図る。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	6 (1)-エ-(ア)	1 地域ケア個別会議の開催	多職種・各関係機関と連携し課題解決に向けた個別のケース検討会を開催する。
		2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有	抽出された課題分析のもと、社会・地域の資源、ケアマネジメントプロセスに沿って介護支援専門員と情報共有を図る。
		3 地域ケア圏域会議の開催	年3回開催。
		4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定	・個別の課題・ケース検討を通じ分析した課題のテーマを設定する。
		5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	・個別ケア会議・圏域ケア会議にて抽出された課題をもとに地域の課題を把握する。
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	6 (1)-エ-(イ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決	多様な事例(データ)を蓄積、多様な視点から客観的根拠を把握、地域課題の解決に取り組む。
		2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力	行政より地域ケア会議の要請を受け、積極的に参加・協力する。
		3 広域連合及び基幹型包括への報告	・広域連合の定める方法によりケア会議終了後に報告。
		4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	・地域ケア推進会議の結果は地域ケア圏域会議に報告し、地域ケア圏域会議の結果は地域ケア個別会議に報告し共有を図る。
③自立支援型地域ケア会議への協力	6 (1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力	・基幹型包括の要請に従い協力、参加。
		2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	・自立支援の考え方等を研修等で関係機関や介護支援専門員と共有する。
その他、地域ケア会議にかかる取組			



2-(1) 包括的支援事業  
オ 介護予防ケアマネジメント業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	対象者の心身の状態、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の選定に基づき、介護予防・生活支援サービス事業等が包括かつ効率的にていきょうされるよう専門的視点から必要援助を行い、対象者が地域における自立した日常生活が送れるよう支援する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	6 (1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施	個別課題を抽出し、その人らしく自立した生活が過ごせるように支援する。
		2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施	・アセスメントを行い、QOLの向上を目指した目標設定を適宜行う。
		3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用	・地域の社会資源を把握したものをケアプランに組み入れる。
		4 短期集中予防サービスの活用	・アセスメント実施後、短期集中予防サービスの効果が見込まれる方にサービスを組み入れる。
		5 モニタリングによる業務評価	・モニタリングによる業務評価を行い、次のアセスメントの向上に随時つなげる。
②セルフケアの助言	6 (1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進	・チェックリストの活用による生活機能、心身機能の把握と本人への助言を随時行う。
		2 一般介護予防事業等の情報提供	・ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を随時行う。
		3 地域における集いの場への参加促進	・ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を随時行う。
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 1) 介護予防普及啓発事業

圏域名 亀山第1地域包括支援センター  
 令和5年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するとともに、地域における介護予防に資する自発的活動の育成・支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①介護予防の普及啓発等	6 (2)-イ	1 各種介護サービスの存在, 利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	・社協だより等にて情報提供、利用啓発を行う。
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	・出前講座等での情報提供や利用啓発を随時行う。
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	・行政・基幹型包括・圏域地区の協議会と連携を図り地域課題を摘出。地区の特性に合わせ、介護予防教室を開催。
		4 介護者のつどいの開催等	・認知症カフェのつどい、各地域で社会福祉協議会が開催するふれあい喫茶などに出向き、認知症予防教室を開催する。
その他, 介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 2) 在宅医療・介護連携推進事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	医療、介護の両方が必要な情値になっても地域で安心して生活ができるよう病院から在宅への移行時に円滑に在宅サービスにつなぎ在宅生活を継続するためのサービス提供が可能となるように支援を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	6 (2)-ア	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	・市担当部署、医療機関等と日頃から連携することで、困難事例時の対応をスムーズに行えるようにする。
		2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	・医療機関等と日頃から連絡調整を行い困難事例時の対応をスムーズに行えるようにする。
		3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	・MSW、PSW等と日頃から連携することで、困難事例時の対応をスムーズに行えるようにする。
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	6 (2)-ア	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等	・医療機関等主催の事例検討会への参加する。
		2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	・医療関係者が開催するカンファレンスへの参加する。
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 3) 認知症総合支援事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	認知症の方が住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所や地域の支援機関をつな連携支援や認知症の人やその家族支援をする相談業務等を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①認知症初期集中支援の推進	6 (2)-ア	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ	・相談受付後に認知症初期集中支援が必要なケースは、初期集中支援チームカナリアへのつなぎを行う。
		2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	・つないだケースについて、一定期間後の支援の際にフォローができるよう、チームからの情報共有を図る。
②認知症地域支援・ケア向上の推進	6 (2)-ア	1 認知症サポーター養成講座の開催	・開催時に協力する。
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	・相談支援の際に活用する。
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	・認知症カフェへの取り組みに協力する。
その他, 認知症総合支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 4) 生活支援体制整備事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	高齢者に対する地域の支えあいを推進できるよう、人材育成、活動の場へのマッチング等を行える体制を整備するとともに、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進するため地域のニーズ、資源の状況把握を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①生活支援体制整備の推進	6 (2)-ア	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握	・地域ケア会議等で得たニーズを踏まえて、不足する生活支援サービスに関して、生活支援コーディネーターとの共有を図る。
		2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	・住民主体サービスの開発などへの協力を行い、そのサービスを介護予防ケアマネジメントにおいて活用を図る。
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	6 (2)-ア	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加	・協議体からの要請時随時参加する。
		2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	・地域まちづくり協議会に訪問するなどして関係性を作っていく。
その他, 生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
カ 広域連合指定事業  
(イ)ウ) 会議等への出席

圏域名 亀山第1地域包括支援センター  
令和5年度

法的位置づけ	—
介護保険事業計画 における位置づけ	—

この事業の実施方針	地域包括支援センター業務を効果的に実施していくために各種会議へ参加し関係機関との連絡調整や情報収集するとともに緊密に連携とれる体制を構築する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の 位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	6 (2)-ウ	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	・各事業所が主催する運営推進会議および介護医療連携推進会議に出席・助言するとともに情報共有と情報交換を行う。
②各種会議への出席	6 (2)-エ	1 センター長会議への出席 2 センター合同連絡会への出席 3 専門職部会への出席 4 自立支援型地域ケア会議への出席 5 その他各種研修会への出席	・年/12回 ・開催時に出席。 ・年/12回 ・年/12回 ・随時出席。
その他, 会議等にかかる取組			



2-(2) 指定介護予防支援事業

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】 基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてその心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じてその選択に基づき、介護予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	6 (3)-ア~カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施	包括全職員が、アセスメント実施。課題を抽出し自立支援に向けたケアマネジメントを実施する。
		2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	インフォーマルサービスを含め、多様なニーズに対応するマネジメントの実施。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	6 (3)-エ, オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保	・必要な知識を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業所と連携を取りながら公平・中立に選定を行う。
		2 委託先事業者への研修会の実施	・年1回以上、実施。
		3 委託先事業者との間の情報管理	・個人情報保護方針に従い、当センターの責任下で情報の受け渡しを行う。
		4 委託したケアプランの質の確保	・委託先介護支援専門員への助言を随時実施。
		5 委託先事業者の安定的な確保	・常に連絡調整を行い関係性を構築する。
その他, 指定介護予防支援にかかる取組			

2-(3) その他の取組

(1) 災害・感染症対策と対応

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】 基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	近年の災害および感染症発生を踏まえ日頃から介護事業所等と連携し、災害および感染拡大防止策の周知啓発、発生時に備えた平時からの事前準備と発生時の対応確保に向けた連携体制の構築等を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築	6 (4)ーイ	1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	・有事の際に体制を構築できるよう、日頃から関係機関と連携を密にし、有事の際に体制を構築できるようにする。
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	・有事の際に体制を構築できるよう、日頃から関係機関と連携を密にし、有事の際に体制を構築できるようにする。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制	6 (4)ーイ	1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	・関係機関との連携を密にし、利用者等の受け入れなどの応急対策、支援が求められる場合に対応できる体制を構築しておく。
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	・関係機関との連携を密にし、利用者等の受け入れなどの応急対策、支援が求められる場合に対応できる体制を構築しておく。
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等